

### 第1問

(解答)

ウ

(解説)

会社法から株主総会に関する知識について問われている。

- ア 不適切。取締役の解任は、株主総会普通決議により行う。普通決議の必要得票数は、出席株主の議決権の過半数である（会社法第309条第1項）。
- イ 不適切。定款の変更は、株主総会特別決議により行う。特別決議の必要得票数は、出席株主の議決権の3分の2以上である（会社法第309条第2項）。
- ウ 適切。株主総会の議事録は、当該総会の日から10年間、本店に備え置かなければならない。また、その議事録の写しを当該総会の日から原則として、5年間、支店に備え置かなければならない（会社法第318条）。
- エ 不適切。株主総会を開催する場合、原則として取締役が招集手続を行うが、株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる（会社法第300条）。

### 第2問

(解答)

イ

(解説)

特許法に関する知識について問われている。

- ア 不適切。特許侵害品を製造している者に対し、その製造に必要な専用部品を製造して提供する行為は、直接侵害には該当しないが、他人の侵害行為を幫助する行為と考えられ間接侵害に該当する。
- イ 適切。物の発明について特許権が存在する場合、その物の生産にのみ用いる物を業として生産、譲渡等、輸入、譲渡等申出をする行為は、間接侵害に該当する（特許法第101条1号）。
- ウ 不適切。方法の発明について特許権が存在する場合、その方法の使用にのみ用いる物を業として製造販売する行為は、間接侵害に該当する。例えば、塗装方法について特許権が存在する場合に、当該方法で塗装する専用器具を製造販売する行為等が該当する。
- エ 不適切。物の発明において物がプログラムの場合、電気通信回線（インターネット等）を通じて提供する行為には、特許権の効力が及ぶ。

**第3問**

(解答)

ア

(解説)

商標法に関する知識について問われている。

- ア 適切。商標法では、特許法と同様に出願公開制度が規定されている。ただし、特許が1年6月という期限を設定しているのとは異なり、商標法では、出願があった時に商標公報に掲載されると規定されている（商標法第12条の2）。
- イ 不適切。商標法は先願主義を採用しており、最初に出願した者に商標権が付与される。ただし、①先行登録商標の権利者の承諾を得ており、②先行登録商標との間で出所混同のおそれがない場合は、両商標の併存登録が認められている（コンセント制度）。
- ウ 不適切。継続して3年以上日本国内において使用されていない商標は、いつでもだれでも取消の審判を請求することができる（商標法第50条）。
- エ 不適切。商標法に審査請求制度は規定されていない。

第20問

(解答)

イ

(解説)

民法に関する知識について横断的に問われている。

ア 不適切。売主が種類または品質に関して売買契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合、買主は、相当の期間を定めて履行の追完を売主に催告し、その期間内に履行の追完がないときは、不適合の程度に応じ、代金の減額を請求することができる。ただし、売主が履行の追完を拒絶する意思表示をした場合などにおいては、催告なしに代金の減額を請求することができる（民法第563条）。

イ 適切。不法行為が成立するためには、①被害者に損害が発生していること、②加害行為が加害者の故意または過失に基づくものであること、③損害と加害行為との間に因果関係があること、④加害行為が違法なものであること、⑤加害者に責任能力があること、⑥正当防衛、緊急避難等、違法性阻却事由がないこと、が必要である。

ウ 不適切。当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない（民法第541条）。

エ 不適切。契約の当事者の一方が複数人ある場合の契約の解除は、その全員からまたはその全員に対してのみ、することができる。これを解除権不可分の原則という（民法第544条第1項）。

第5問

(解答)

ウ

(解説)

遺留分に関する知識について、問われている。

- ア 不適切。遺留分侵害請求権とは、遺留分権利者のうち遺留分を侵害された者が、贈与または遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害の限度で贈与または遺贈された相続財産を取り戻すことを請求できる権利のことである（民法第1046条）。遺留分侵害請求権の行使は、相続開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈のあったことを知った時から1年以内にしなければならない（民法第1048条）。
- イ 不適切。遺留分の対象は、配偶者、直系卑属（子・孫等）、直系尊属（両親等）である。なお、兄弟姉妹に遺留分が適応されない点は適切である。
- ウ 適切。経営承継円滑化法に基づく民法の遺留分特例を受けるためには、経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可が必要である。
- エ 不適切。遺留分に関する民法特例は、個人事業主であっても適用される。ただし、対象となる事業用資産は、土地または土地のうえに存する権利、建物、減価償却資産に該当するものに限られる。